

新潟市区自治協議会運営指針

新 潟 市

新潟市区自治協議会運営指針について

新潟市区自治協議会運営指針は、新潟市区自治協議会条例及び新潟市区自治協議会条例施行規則の規定に基づき、区自治協議会の運営に当たって事務手続などの必要な事項を指針として定めたものである。

平成19年 3月26日制定
平成20年 4月 1日改正
平成20年11月20日改正
平成21年 4月 1日改正
平成23年 4月 1日改正
平成24年 7月 9日改正
平成24年12月13日改正
平成25年 4月 1日改正

目 次

第1章 区自治協議会

1 区自治協議会の設置	1
2 区自治協議会の概要	1
(1) 協働の要としての位置付け	1
(2) 審議機関としての機能	2
3 他の機関等との関係	2
(1) 市議会との関係	2
(2) 地域コミュニティ協議会との関係	2
4 他条例との整合性	2

第2章 区自治協議会の委員

1 委員の構成等	4
(1) 委員の上限数	4
(2) 委員の選任	6
(3) 委員の構成	8
(4) 条例各号における委員資格等	10
2 委員の推薦	13
(1) 市長への委員の推薦	13
(2) 区自治協議会委員推薦会議	13
(3) 委員の推薦手続	16
3 委員の任期及び再任	17
(1) 委員の任期	17
(2) 委員の再任	18
4 委員の辞職等	19
(1) 委員の辞職	19
(2) 委員の失職	19
(3) 委員の解任	20
5 費用弁償等	21
(1) 報酬	21
(2) 費用弁償	21

第3章 区自治協議会の会議運営

1	会長及び副会長	23
(1)	会長及び副会長の選任等	23
(2)	会長及び副会長の解任規定	24
2	会議運営	25
(1)	会議の招集	25
(2)	委員以外の者の会議への出席	25
(3)	会議の公開	26
3	部会等の運営	27
(1)	部会及び検討会	27
(2)	部会等の費用弁償	27
(3)	部会等の会議の公開	28
4	連絡調整	29
(1)	会長会議	29
(2)	連絡調整会議	30

第4章 区自治協議会の役割

1	市民との協働	31
(1)	市民との協働の推進	31
(2)	協働の要	31
2	諮問及び建議等	32
(1)	諮問及び建議等の整理	32
(2)	諮問及び建議等に関する手続	33
(3)	諮問事項等の例示	36
(4)	答申等及び建議に対する対応	37

(区自治協議会関係例規編)

1	新潟市区自治協議会条例	40
2	新潟市区自治協議会条例施行規則	43
3	市長が定める要綱	45
(1)	新潟市区自治協議会会長会議要綱	45
(2)	新潟市区自治協議会連絡調整会議要綱	46
4	区自治協議会が定める要綱等	47
(1)	区自治協議会委員推薦会議運営要綱(案)	47
(2)	区自治協議会の傍聴に関する要領(案)	49
(3)	区自治協議会の委員の公募に関する要領(案)	50
5	区自治協議会関係法令等	51
(1)	地方自治法関係条文	51
(2)	新潟市附属機関等に関する指針	53

第1章 区自治協議会

1 区自治協議会の設置

【条例：第1条】

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み，住民自治の推進を図るため，地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として，区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は，別表に掲げるとおりとする。

地域と共に育つ「分権型協働都市」の実現に向けて，市民と市とが協働して地域のまちづくりや諸課題に取り組み，更なる住民自治の推進を図るため，地方自治法第252条の20第6項の規定に基づき，区ごとに区自治協議会を置く。

地方自治法の規定では名称を区地域協議会としているが，本市では，市民の主体的な取り組みによる住民自治の更なる充実を図るという見地から，名称を区自治協議会としたものである。

区ごとの区自治協議会の名称は下記のとおりとし，事務局は各区の地域課が担当する。区自治協議会に係る総合調整は，市民生活部市民協働課が担当する。

【各区自治協議会の名称】

区	名 称
北 区	北区自治協議会
東 区	東区自治協議会
中央区	中央区自治協議会
江南区	江南区自治協議会

区	名 称
秋葉区	秋葉区自治協議会
南 区	南区自治協議会
西 区	西区自治協議会
西蒲区	西蒲区自治協議会

2 区自治協議会の概要

分権型協働都市を築き上げていくためには，地域のことは地域で考え，自らが解決し責任を持つという住民自治の観点からも，行政主体による取り組みだけではなく，多様で自主的な活動を展開しているコミュニティ組織やNPOなどの諸団体等と協働し，市民が主体的に地域課題に取り組むことができる仕組みづくりが求められており，区自治協議会はその一つの仕組みとして重要な役割を担うものである。

(1) 協働の要としての位置付け

区自治協議会は，区民に身近なまちづくりや地域課題の解決のため，区民や区内の諸団体等（以下「区民等」という。）の主体的な参加を求めつつ，多様な意見の調整及び取りまとめを行い，区役所と連携し，区民等と市との協働の要とし

での役割を担うものである。

また、行政と区民等が協働して実施するコミュニティ育成や地域イベントなどの地域振興活動のコーディネート機能も担うものである。

(2) 審議機関としての機能

区自治協議会は、区役所の事務や市が行う区民等との連携強化に関することなど、市長やその他の市の機関によって諮問されたものや、自らが必要と認めるものについて、審議し意見を述べるができることとしており、地域コミュニティ協議会ははじめとする区民等の意見を調整し、その内容や取扱いについて審議するものである。

3 他の機関等との関係

(1) 市議会との関係

市議会は、全市的な視点を持って、市の将来を見据えた方向性を導き出す機関であり、各種条例の制定・改廃や予算・決算などの事項についての議決権をはじめとした、多くの権限・機能を有し、政策的・経営的な立場から市の大きな方向付けを行う議決機関である。

区自治協議会は、市議会が認めた権限・予算の範囲において、区民に身近な地域社会の課題を解決するため、区民等の意見の調整・集約を行うことにより、区民等の意向を行政運営に反映させながら、行政との協働によるまちづくりを行う要として位置付けられる市の附属機関である。

(2) 地域コミュニティ協議会との関係

地域コミュニティ協議会は、小学校区又は中学校区単位で自治会・町内会やPTAなどの公共的団体等で構成された、福祉、防災、教育など地域の諸課題に取り組むための活動主体となる任意の組織であり、区自治協議会委員の主要な選出母体となっている。

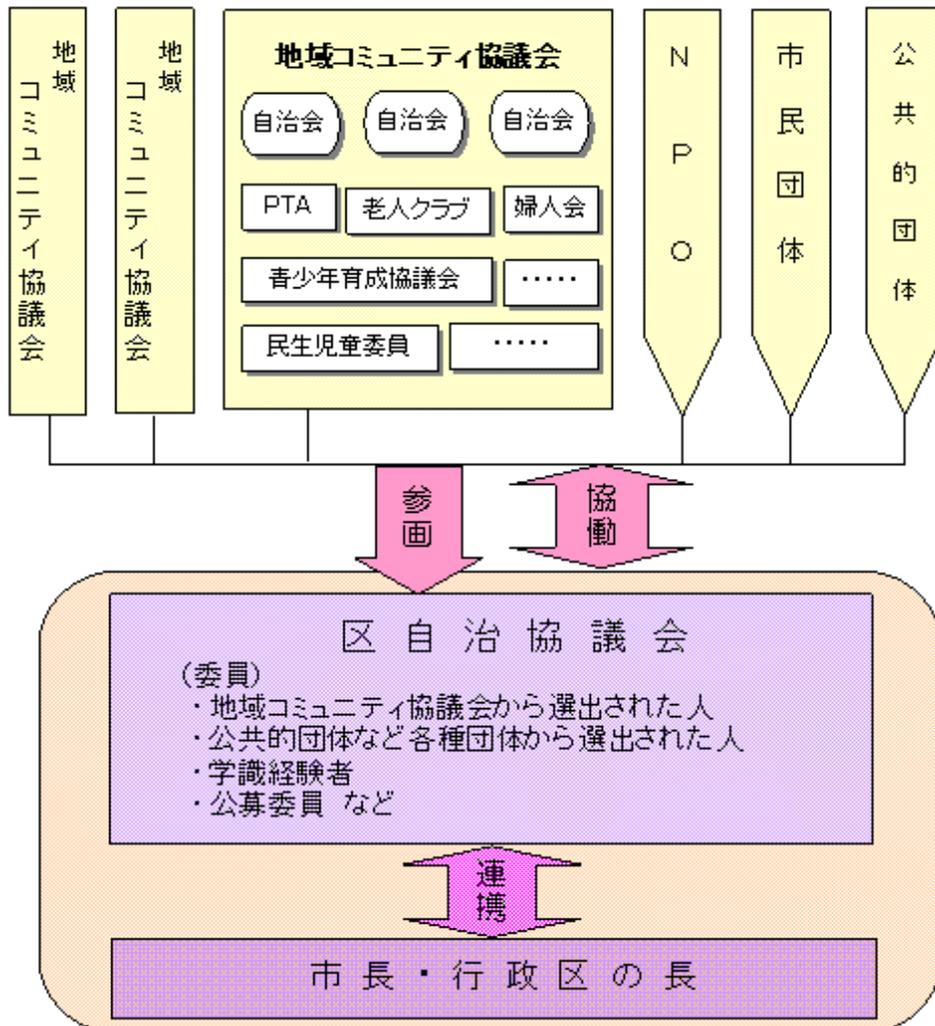
区自治協議会は、区内のすべての地域コミュニティ協議会から委員を選出することにより、多様な意見を集約し、区民等の意向を行政運営に反映していくことができるものである。

4 他条例との整合性

自治基本条例における位置付け

自治基本条例は、本市における自治の基本理念及び原則を示すとともに、市民の権利や責務、議会及び市長等の役割や責務を明らかにし、市政運営の諸原則を定めることにより、市民自治の確立を図ることを目的としている。区自治協議会は、同条例において地域の多様な意見を調整し、その取りまとめを行い協働の要となるよう努めるものと規定している。

【区自治協議会と地域自治組織のイメージ図】



第2章 区自治協議会の委員

1 委員の構成等

(1) 委員の上限数

【条例：第2条第1項】

第2条 区自治協議会は、委員30人以内で組織する。ただし、人口（法第254条に規定する人口をいう。）が10万人を超える区においては、その超える数が1万人を増すごとに1人を30人に加えた人数以内で組織するものとする。

① 委員数の上限

委員数の基本的な上限30人は、合併時に設置した地域審議会の定数上限が30人であったことや、地域審議会と同様に、30人以内で各区単位に組織した区自治協議会準備会の状況なども考慮したものである。

また、すべての地域コミュニティ協議会からの選出者を委員に選任しつつ、地域の実情に応じて、公共的団体等からの選出者や学識経験者・公募委員を選任し、区民等の多様な意見が反映しやすいようにするため、基本的な上限を30人としたものである。

② 委員数の上限の特例

30人を委員数の基本的上限としているが、人口が多く地域コミュニティ協議会が多い区にあっては、公募委員や公共的団体等、他の構成員の選任に制約を与え、区民等の多様な意見の反映が困難となる懸念があり、これらに対応するため、過大な委員数とならないように配慮しつつ、10万人を超える行政区について1万人につき1人の委員を増員することとして、上限数の特例を規定したものである。

なお、条例第2条第1項ただし書で規定した上限人数は、2年ごとの委員改選時における直近の国勢調査人口を基に算出するものとした。

【規則：第2条（条例第2条第1項ただし書の規定の適用）】

第2条 条例第2条第1項ただし書の規定は、委員の任期の満了により新たに区自治協議会の委員が選任されるときに適用するものとする。

【各区の人口及び委員の上限数】

区	人 口	委員上限数
北 区	77,621 人	30 人
東 区	138,096 人	33 人
中央区	180,537 人	38 人
江南区	69,365 人	30 人
秋葉区	77,329 人	30 人
南 区	46,949 人	30 人
西 区	161,264 人	36 人
西蒲区	60,740 人	30 人

(平成22年国勢調査確報値)

(2) 委員の選任

【条例：第2条第2項】

2 委員は、区の区域内に住所を有する者（第1号又は第2号に該当する者にあつては、区の区域内に主たる事務所を有し、活動する団体が当該団体を代表する者として選出する者を含む。以下「区民等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が選任する。

① 委員の推薦

市長の委員選任に当たっては、区民等の多様な意見と地域における諸課題への取組みの状況などを適切に反映できるように、区自治協議会の推薦に基づき行うものとして規則で規定した。（推薦の詳細は13ページ「2委員の推薦」を参照）

② 委員の住所要件

委員の選任に当たっての住所要件については、地方自治法第202条の5第2項の規定により、「構成員は区の区域内に住所を有する者のうちから選任する。」こととされており、「住所を有する者」とは、地方自治法第10条第1項の解釈に基づき、自然人、法人の双方を含み、自然人については生活の本拠をもって住所とし、法人については主たる事務所の所在地又は本店の所在地をもって住所とすることとされており、国籍の如何を問わないものとされている。

ア 個人の住所要件

生活の本拠の認定について、地方自治法の解釈では、客観的居住の事実を重視すべきであるとされており、個人（自然人）においては、区内に住民票がある者は、区の区域内に住所を有すると判断できる。

イ 団体の住所要件

法人においては、区内に登記上の主たる事務所又は本店を有している場合が基本となるが、法人格のない社団（権利能力なき社団）についても区内に主たる事務所を有し、活動していれば、法人と同様の取扱いとなる。

留意事項

○ 主たる事務所

団体については，地方自治法第10条第1項の規定に基づき，主たる事務所又は本店の所在地を住所とすることとされており，法人であれば登記上の主たる事務所又は本店が該当し，支店等は該当しない。

○ 主たる事務所が区内にある場合

区内に主たる事務所を有している団体からの選出委員は，当該区内に住所を有していなくてもよい。ただし，法人格のない社団で代表者以外の住所を有していない者を選出者とする場合は，団体の構成員名簿等により，選出者が当該団体に所属していることを明確にする必要がある。

○ 区内に従たる事務所しかない場合

主たる事務所が区内にない団体で，その支店や支部などからの委員の選出が必要な場合は，当該団体の構成員の中から区内に住所を有することを条件に第5号委員として選出することができる。（詳細は10ページ「(4)条例各号における委員資格等」を参照）

(3) 委員の構成

【条例：第2条第2項各号】

- (1) 地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）がその構成員のうちから選出する者
- (2) 公共的団体等（前号の地域コミュニティ協議会を除く。）がその構成員のうちから選出する者
- (3) 学識経験者
- (4) 公募による者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

① 構成員のうちから選出する者

団体から選出される第1号及び第2号委員は、選出団体の本来の代表者に限らず、団体の構成員の中から選出することを条例上に明記し、多様な人材の選任ができるように配慮するものとした。

② 個人としての委員選任

団体から選出される場合であっても、委員は選出された個人が選任されるものであり、団体そのものが委員として選任されるものではない。団体は、選出者を通じて、区自治協議会へ団体の意見等を反映させることとなる。

③ 委員の年齢制限

委員の年齢は、附属機関関係の指針との整合性をとり、知識及び経験などの面から20歳以上とし、上限年齢は設けないものとする。

④ 他の附属機関等の委員の兼務

「新潟市附属機関等に関する指針」により、委員は原則として他の附属機関等の委員を3つを超えて兼ねることができないこととされている。また、公募委員に限っては、「新潟市附属機関等に関する指針」により、他の附属機関等の委員でないことを条件に公募することとされている。

⑤ 委員資格の重複制限

団体代表を選任する際、団体所在地と選出者住所とが別々の区となる場合などで、複数の区自治協議会の委員資格が生じる場合であっても、重複して選任することはできないものとする。

⑥ 選任できない者

区自治協議会は、区民等と市との協働の要として設置され、区民等の主体的な参加を通じて、多様な意見の調整などを行う附属機関であることから、行政側の立場を担う必要がある市職員など、下記に掲げる者について、委員に選任できないものとする。

ア 市議会議員

市議会議員は「新潟市附属機関等に関する指針」において、附属機関等の委員に選任しないこととされており、この指針に基づき委員には選任できないものとする。

イ 行政委員会の委員

農業委員会や教育委員会などの行政委員会の委員は、行政委員会が市長と同様に区自治協議会に対して諮問等を行う立場であるため、原則として委員には選任できないものとする。

ウ 市職員

市職員は、市長等の補助職員として区自治協議会に諮問等を行う立場であり、委員には選任できないものとする。

また、「新潟市附属機関等に関する指針」において、附属機関の委員に選任しないこととされている。

なお、市職員には教職員等の行政委員会の職員を含むものである。

エ 臨時職員及び非常勤職員

一般の市職員に準じた勤務・サービス形態で雇用されている下記の臨時職員及び非常勤職員についても、市職員と同様に委員には選任できないものとする。

- (ア) 「新潟市臨時職員に関する規則」に規定する臨時職員。ただし、1週間の勤務時間が一般職員の4分の3未満である者を除く。
- (イ) 「新潟市非常勤職員要綱」に規定する1週間の勤務時間が一般職員の4分の3である非常勤職員（要綱第1号非常勤職員）及び再雇用非常勤職員
- (ウ) 上記(イ)以外の「新潟市非常勤職員要綱」に規定する非常勤職員のうち、公共施設の館長等の管理的立場にある非常勤職員

(4) 条例各号における委員資格等

条例各号における委員資格ごとの選任などに係る取扱いは、次のとおりとする。
(詳細は12ページ「条例各号における委員資格の例示等」のとおり)

① 地域コミュニティ協議会の選出者（第1号委員）

各区内のすべての地域コミュニティ協議会から、委員を選任するものとする。

② 公共的団体等の選出者（第2号委員）

地方自治法第157条を基本とする公共的団体等として、区内で公共的な活動を営む団体を委員の選出団体とすることができるものとする。

なお、公共的団体等は法人格の有無を問わない。

③ 学識経験者（第3号委員）

大学教授、各種審議会委員経験者、教育委員経験者、農業委員経験者、児童民生委員、旧首長・旧議員などの区内に住所を有する個人を選任するものとする。

④ 公募による者（第4号委員）

区内の多様な意見の反映と会議運営の透明性の確保などのため、公募による者は必ず選任するものとし、総委員数の10%以上を選任するものとする。

⑤ 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者（第5号委員）

上記第1号から第4号までの委員資格に該当しないが、市長が特に必要と認めた者を選任するものとする。

区自治協議会設置時においては、区内に公共的団体等の従たる事務所しかないが、委員の選出団体とする必要がある場合に、区内に住所を有することを条件に当該団体の構成員から選出した者を第5号委員の対象とした。

留意事項

- 各号委員資格に係る留意事項
 - ・ 地域コミュニティ協議会、公共的団体等又は従たる事務所からの委員は、地域の実情に応じて、同一団体から複数選出することもできる。
 - ・ 法人格のない社団等において特定の事務所を持っていない場合は、代表者の自宅住所地を主たる事務所とみなす。
 - ・ P T Aの住所地は原則として当該学校とする。
- 市長が特に必要と認めた者
市長が特に認めた者とは、委員推薦時（13ページ「2委員の推薦」を

参照)に区自治協議会推薦会議において、特に委員として推薦の必要があると認め、区自治協議会の議決を経て、市長が選任した者をいう。

○ 従たる事務所からの委員選出

第2号委員(公共的団体等の選出者)を選出する団体は、地方自治法の規定により、区内に主たる事務所を有していることが条件とされているため、区内に支店しかない団体から委員を選出することが必要な場合は、委員本人の住所が区内にあることを条件に当該団体から推薦してもらい、個人資格の第5号委員として選任することとした。

当該委員の選任は区内に支店があることが条件となるが、当該委員が支店に勤務していない場合も想定される。この場合は、委員が当該団体の本店に勤務しているなど、団体としての区内での活動の実情を反映できる立場であることに留意して推薦及び選任するものとする。

また、推薦に当たっては、当該団体内部での調整を十分に図り、団体の意向に配慮した推薦を行うことや、選任後の委員名簿の表記方法についても、「第5号委員 市長が必要と認めた者(〇〇協同組合推薦)」とし、第5号委員が選出団体の意向を反映しやすいように配慮するものとする。

○ 委員の任期途中の交代

団体選出の委員については、審議の継続性のためにも、委員の要件を満たさなくなった場合などを除き、任期途中には委員の交代のないよう留意する。

○ 女性委員数の比率

女性委員数については、「新潟市男女共同参画行動計画」等において、女性委員の割合40%以上を指標に掲げています。さらに「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」を策定し、一層の登用促進を図っていることから、選出団体へ女性委員の積極的な推薦を働きかけるとともに、次期委員改選時での目標達成に向けて、選出団体においても女性を推薦しやすい環境づくりに配慮してもらうなど、男女共同参画の推進に積極的に努めるものとする。

【条例各号における委員資格の例示等】

第1号委員	地域コミュニティ協議会の選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域コミュニティ協議会ごとにその構成員のうちから委員を選出 ・ 結成済みの地域コミュニティ協議会のみが該当し、設立準備組織等は該当しない。 ・ コミュニティ協議会が中学校区単位で設立されている場合など、地域の実情に応じて複数の委員選出も可能
第2号委員	公共的団体等の選出者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員とする公共的団体等を選定し、選定団体の構成員のうちから委員を選出 ・ 地方自治法第157条を基本とする区域内で公共的な活動を営む団体（法人格の有無を問わない。） ・ 主たる事務所に限るが、支店等、区域内に従たる事務所しか有しない団体を選定する場合は5号委員に該当させる。 ・ 公共的団体等の例示 商工会，商工会議所，青年会議所，農業協同組合，土地改良区，観光協会，老人クラブ，PTA，NPO，ボランティア団体等
第3号委員	学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員個人を選定 大学教授，各種審議会委員経験者，教育委員経験者，農業委員経験者，児童民生委員，旧首長・旧議員などの地方行政経験者，弁護士・税理士などの各種免許・資格等を有するなど客観的に認められる専門家等
第4号委員	公募による者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員個人を選定
第5号委員	前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員個人を選定 ・ 上記第1号から第4号までの委員資格に該当しないが、特に必要と認めた者 (区自治協議会設置時においては、公共的団体等の従たる事務所しかない場合に区域内に住所を有することを条件に団体の構成員から選出した者を第5号委員の対象とした。)

2 委員の推薦

(1) 市長への委員の推薦

【条例：第2条第3項】

3 市長は、前項の規定による委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

地方自治法の規定に準拠し、条例第2条第3項において、市長の委員選任に当たっての配慮義務を規定しており、その規定の趣旨に沿って、区民等の多様な意見とその実態を適切に反映できるように、市長の委員選任に当たっては、区自治協議会の推薦に基づき行うものとして規則で規定した。

なお、委員の改選直後で下記(2)の区自治協議会委員推薦会議の設置前に選任が必要な場合などに対応するため、ただし書の規定を設けた。

【規則：第3条（委員の選任）】

第3条 市長は、条例第2条第2項の規定による区自治協議会の委員の選任を当該区自治協議会の推薦により行うものとする。ただし、これにより難い場合は、この限りでない。

(2) 区自治協議会委員推薦会議

具体的な推薦作業を行うための組織として、各区自治協議会内に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置くこととして規則で規定した。

推薦会議の運営その他必要な事項は、区自治協議会ごとに推薦会議運営要綱案（「区自治協議会関係例規編」47ページ）に沿って定めるものとする。

【規則：第4条（推薦会議）】

第4条 前条の推薦を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。

3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び選考を行い、区自治協議会に委員を推薦するものとする。

4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決の上、市長に委員を推薦するものとする。

5 委員の推薦に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。

6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

【推薦会議運営要綱概要及び取扱い】

① 要綱の趣旨

推薦会議運営要綱は、規則第4条第6項の規定に基づき、推薦会議の運営その他必要な事項について各区自治協議会が定めるものである。

② 推薦会議の構成

推薦会議の構成員は、委員のうち第1号委員（地域コミュニティ協議会の選出者）及び第4号委員（公募による者）10人以内で組織し、区自治協議会が選任する。なお、構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期と同じとする。

（構成員選任方法の留意点）

ア 区自治協議会が、構成員の人数を決定する。

イ 第1号委員は、同号委員同士の互選、会長の指名等で選任する。

ウ 第4号委員は、全員を選任するものとする。ただし、次期委員改選に当たり公募委員の募集に応じる第4号委員は、推薦会議が委員の推薦手続を始める前に構成員を辞任するものとする。この場合において、区自治協議会は、必要と認めるときは、第1号委員のうちから補欠の構成員を選任するものとする。

エ 最終的には推薦結果を区自治協議会に諮るため、区自治協議会の会長及び副会長は構成員の資格があっても除外するものとする。

③ 推薦会議の会議

推薦会議に互選により座長を置き、会議は座長が招集する。

推薦会議は、区自治協議会の常設会議として位置付けられ、座長は、委員推薦の必要が生じた場合に、速やかに会議を招集する。

会議の定足数等の運営方法については、主に区自治協議会の例によるものとした。

なお、区自治協議会が要綱で定めることにより、推薦会議の役割に属する事項について、座長は、専決処分をすることができる。

④ 推薦会議の役割

推薦会議は、区自治協議会委員の構成の検討、各号委員の選考を行い、その結果に基づき、区自治協議会へ団体及び委員の推薦を行うものとする。

委員の推薦に当たっては、地域の多様な意見が反映されたものになるよう、委員の構成に十分配慮するものとする。

委員全体構成の検討にあっては、「新潟市附属機関等に関する指針」第5条に基づき、女性比率や、公募委員数等に十分配慮する。

委員は原則として1回まで再任することができるとしていることから、改選時における委員の再任の検討についても、推薦会議が区自治協議会と連携をとりながら行うものとする。

(具体的な推薦会議の役割)

- ア 委員の改選時における委員の全体構成の検討及び各号委員の選考
- イ 任期中の委員の辞任等に伴う補欠委員の検討及び選考
- ウ 委員数が上限に達していない場合の追加委員の検討及び選考
- エ 選考した団体及び委員の区自治協議会への推薦

⑤ 任期途中での推薦

推薦会議は、任期途中で委員が辞職、失職し又は解任された場合において、区自治協議会から要請があったときや、必要と認めるときには、補欠委員の検討、選考を行い、区自治協議会に推薦するものとする。委員が上限数に達していない場合においても同様とする。なお、団体選出委員等（第1号及び第2号並びに第5号のうち第2号に準ずる委員）は、全体構成検討時に当該団体に着目し、選任されているため、任期途中で辞職等した場合は、原則として、当該団体から選出された交代委員を区自治協議会に推薦することとなる。

⑥ 区自治協議会での議決

区自治協議会は、推薦会議からの委員推薦を受け、その選考結果を尊重し、議決の上、市長に委員を推薦するものとする。

推薦会議は、選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦するにとどまり、市長に委員を推薦する最終決定は区自治協議会が行う。

⑦ 議決の委任

委員の推薦に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができるものとしており、想定される委任事項は、下記のとおりである。

(想定される委任事項)

- ア 団体選出委員等が任期中に当該団体の構成員間で交代する場合における団体選出委員等の市長への推薦に関する議決
- イ 委員の公募に際し必要となる「委員の公募に関する要領」の制定・改廃に関する議決

なお、議決委任は区自治協議会が必要に応じて行うものであり、必ず委任をしなければならないものではない。

⑧ 会議の公開

推薦会議の会議は、個人のプライバシーや会議の中立性を確保する必要がある場合は、非公開とすることができるが、その場合にも速やかに会議概要を公開するものとする。

⑨ 区自治協議会との連絡

委員推薦に際しては、区自治協議会と常に緊密に連絡を保つことにより、円滑な推薦作業が期待できることから、推薦会議は必要に応じて、区自治協議会に対し委員の構成人数や、選出団体の検討状況の報告などを行うものとする。

(3) 委員の推薦手続

委員の推薦手続は、下記の「区自治協議会委員の推薦手続の流れ」を基本とし、具体的な進め方は各区の事務の状況に応じて調整するものとする。

【区自治協議会委員の推薦手続の流れ】

区分	委員資格	推薦会議	区自治協議会	市長(事務局)
団体選出者及び学識経験者	<ul style="list-style-type: none"> ○第1号 地域コミュニティ協議会選出者 ○第2号 公共的団体等選出者 ○第3号 学識経験者 ○第5号 市長が必要と認めた者 <p>※公共的団体等の従たる事務所からの選出者については、第5号委員となるが、推薦手続は団体と同様とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①委員資格ごと(公募含む)の構成人数の決定 ②選出団体の選定(1,2,5号の委員を選出する団体を選定)及び委員推薦の承諾 ③学識経験者の選定及び委員推薦の承諾 ④構成人数・推薦者案を区自治協議会へ提出 <p>※構成人数や選出団体の検討状況など適宜区自治協議会へ報告</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑤推薦者の議決 ⑥市長へ推薦 <p>※推薦会議での ①決定後、区自治協議会において全体の構成人数の確認</p> <p>※推薦会議での ⑦決定後、区自治協議会において公募要領の確認(議決の委任を前提)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ⑦区自治協議会からの推薦者受理 ⑧人事課へ内申 ⑨委員の選任
公募	<ul style="list-style-type: none"> ○第4号 公募による者 	<ul style="list-style-type: none"> ⑦公募方法(公募要領・作文課題等)の決定 ⑧区単位での公募 ⑨応募者の選考 ⑩選考結果に基づき公募推薦者案を区自治協議会へ提出 ⇒右の⑤へ <p>※公募方法や応募状況など適宜区自治協議会へ報告</p>		

※ 辞職等に伴う任期途中の推薦手続の詳細については、「区自治協議会関係様式集」を参照

3 委員の任期及び再任

(1) 委員の任期

【条例：第3条第1項】

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

① 任期

地方自治法第202条の5第4項において、「構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間」と規定されている。

区自治協議会は、区民等が主体的に参加し、多様な意見を反映しながら地域の諸課題に取り組む機関であることから、審議機関としての専門性の維持にも配慮しつつ、できる限り任期を短くし多様な意見を反映させることとし、委員の任期は2年、再任は原則として1回限りとした。

② 残任期間

任期途中での増員、辞職又は失職等に伴い新たに選任される委員の任期は、他の委員の残任期間と同じとなり、全委員の任期満了日は同一となる。

留意事項

○ 委員の任期及び残任期間

区自治協議会設置時の委員の任期は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までとし、次期改選時以降も2年間の委員任期との整合性をとり、4月1日から翌年度の3月31日とする。

○ 任期途中での委員資格の変更

委員の全体構成を区自治協議会で決定しているため、原則として任期途中での委員資格の変更はできないものとする。ただし、行政区の設置に伴う委員選出団体の統合などにより、本店が支店となった場合などで、引き続き同一委員を選任する必要がある場合は、区自治協議会の議決により変更することができるものとする。

(2) 委員の再任

【条例：第3条第2項】

2 市長は、委員を原則として1回に限り再任することができる。

再任

条例では「原則として1回に限り再任することができる。」とし、委員としての任期は通算2期を限度とした。ただし、地域の諸課題に取り組むための人材確保などの観点から、2期を務めた個人であっても選出団体や委員資格が異なっている場合など、特殊なケースでの選任に対応できるよう「原則として」の規定を設けた。

なお、2期を超える選任に当たっては、「新潟市附属機関等に関する指針」における在任期間の規定（通算6年）に留意するものとする。

留意事項

- 通算2期の原則
 - ・ 選任に係る委嘱状が2回交付されたことをもって通算2期を務めたこととなる。
 - ・ 途中で1期以上空けた後、再任された場合でも委員の任期は通算2期までとする。
 - ・ 他の委員の任期途中に選任され、任期が2年に満たない場合も1期として通算する。
- 通算2期の例外
 - ・ 特殊な選出ケースとは、2期を務めた後、異なった選出団体から推薦された場合（30代で第2号委員を2期を務めた後、50代で第1号委員を1期を務める場合など）が想定される。
 - ・ 委員が他の区へ住所異動し、異動後の区の委員として選任された場合、異動前の委員経験年数は通算しない。
- 公募委員の再任

公募委員として1期を務めた者も、再び公募委員に応募することができるものとする。選考の結果、採用された場合は、公募委員として再任されることとなる。

4 委員の辞職等

(1) 委員の辞職

附属機関の委員の任免は市長決裁となっており、人事課が所管しているため、区自治協議会委員の辞職については、区自治協議会を経て事務局を所管する区役所が受理し、人事課へ内申を行う。辞職日は、区役所が受理した日とする。(委員の辞職に伴う手続の詳細については、「区自治協議会関係様式集」を参照)

(2) 委員の失職

【条例：第3条第3項】

3 委員は、区民等でなくなったとき、又は前条第2項第1号若しくは第2号に該当する者として選任された者にあつては、その者を選出した団体の構成員でなくなったときは、その職を失う。

① 個人資格の委員の場合（第3号，第4号，第5号委員）

個人としての資格で選任された委員については、区内に住所を有しなくなった場合は失職する。

② 団体選出の委員の場合（第1号，第2号委員）

団体選出の委員については、選出団体が主たる事務所を区内に有しなくなった場合は失職する。また、当該委員が選出団体の構成員でなくなった場合も失職する。

③ 失職に係る手続

失職事項に該当した場合、事務局はその旨を区自治協議会及び市民協働課へ報告し、人事課へ内申する。失職日は失職事由が発生した日とする。

留意事項

○ 第5号委員の取扱い

第5号委員（市長が必要と認めた者）のうち、区内の従たる事務所から選出された委員は、個人としての資格で選任されたものではあるが、団体選出の委員と同様の推薦手続で選任されているため、選出団体の構成員でなくなった場合は、団体選出の委員に準じて、辞職しなければならないものとする。

(3) 委員の解任

【条例：第4条】

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。
- (2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

① 適格性を欠く場合

第4条第2号の「その職に必要な適格性を欠くと認めるとき」については、個々の事例に基づいて総合的に検討し、判断しなければならないが、委員が刑事上の責任を問われる場合など、委員として社会通念上明らかにその適格性を欠く場合等を想定している。

② 解任に係る判断等

解任の判断については、区自治協議会は市長の附属機関であり、他の附属機関と同様に、その委員の選任権とともに解任権は市長にあるため、最終的には市長が決めるものである。

第1号又は第2号に該当する状況が発生した場合は、可能な限り区自治協議会など実情を把握する者から意見を聴取し、客観的な事実に基づき総合的に判断するものとする。

5 費用弁償等

(1) 報酬

【条例：第5条第1項】

第5条 委員には，報酬を支給しない。

第27次地方制度調査会の答申で「地域協議会は，住民の主体的な参加を期待するものであることから，その構成員は，原則として無報酬とする。」とされ，この趣旨に沿って法制化の際に，衆議院及び参議院の総務委員会の附帯決議においても「原則として無報酬とするよう周知すること。」とされた。

しかし，区自治協議会の委員は，地方自治法第203条の2第1項の「審議会及び調査会等の委員その他の構成員」であるため，報酬を支給しなければならないと規定されていることから，報酬を支給しないとの表現では齟齬が生じるため，地方自治法第202条の5第5項で「支給しないこととすることができる。」とされたものである。

こうした趣旨に沿って，本市の区自治協議会においても報酬を支給しないこととし，条例に規定したものである。

(2) 費用弁償

【条例：第5条第2項，第3項】

2 委員が区自治協議会の会議（以下「会議」という。）に出席し，又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは，日額3,000円を費用弁償として支給する。

3 委員が職務のため出張したときは，新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）別表第2に定める費用を弁償する。

費用弁償については，地方自治法第203条の2第3項の規定により，「非常勤の職員は職務の執行に要した経費は費用弁償として受けることができる。」旨が規定されており，市の非常勤特別職として職務に当たっていただくには，交通費程度の最低限の支給は必要との観点から，区自治協議会の会議に出席した場合は，日額3,000円の費用弁償をすることとした。

また，区自治協議会の会議のほか，費用弁償の支給対象となる職務について，規則で規定した。

なお，出張旅費については，新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例別表第2の「上に掲げる以外の非常勤職員」に該当するものとして条例に規定した。

【規則：第5条（費用弁償の支給対象となる職務）】

第5条 条例第5条第2項の規則で定める職務は、次に掲げる会議に出席することとする。

- (1) 推薦会議
- (2) 第7条第1項に規定する部会のうち、条例第7条第2項の規定により市長その他の市の機関により諮問された事項又は同条第3項の規定により市長があらかじめ意見を聴いた事項について審議を行うもので市長が認めるもの
- (3) 第8条第1項に規定する区自治協議会会長会議
- (4) 第8条第2項に規定する複数の区自治協議会の委員による連絡調整会議

留意事項

- 費用弁償の支給対象会議
定額の費用弁償（3,000円）は、条例第5条第2項に規定する区自治協議会の会議及び規則第5条に規定する会議以外には支給できない。なお、費用弁償については源泉徴収の必要はない。
（規則第5条第2号で規定する「部会で市長が認めたもの」については、27ページ「第3章 3部会等の運営」を参照）
- 費用弁償の支給単位
費用弁償は、職務の執行等に要した経費を償うために支給されるものであり、重複支給ができないとされており、1日に複数回の費用弁償支給対象会議に出席した場合であっても、1回分しか支給できない。

第3章 区自治協議会の会議運営

1 会長及び副会長

【条例：第6条】

第6条 区自治協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は，委員の任期とする。

3 会長は，区自治協議会の事務を掌理し，区自治協議会を代表する。

4 副会長は，会長が欠けたとき，又は会長に事故があるときは，その職務を代理する。

5 区自治協議会は，会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは，会長又は副会長を解任することができる。

(1) 会長及び副会長の選任等

① 選任方法

選任方法は，地方自治法により，条例で定めることとされており，一般的な附属機関と同様に委員による互選とした。

② 職務

職務等については，地方自治法第202条の6に規定されている会長及び副会長の規定を掲げた。

③ 副会長の定数等

副会長は，複数置くことができるものとし，その人数及び代理順序も区自治協議会が定めることとし，規則で規定した。

なお，区自治協議会での定め方は，委員の互選又は会長の指名などが考えられる。

【規則：第6条（副会長の定数等）】

第6条 区自治協議会に副会長を複数置くことができる。この場合において，会長が欠けたとき，又は会長に事故があるときにその職務を代理する副会長の順序は，区自治協議会が定めるものとする。

(2) 会長及び副会長の解任規定

会長及び副会長の解任規定は、地方自治法第202条の6第2項の規定「会長及び副会長の選任及び解任の方法は条例で定める。」とされており、これに基づき条例で規定した。

解任は、互選による選任と同様に、区自治協議会が解任できることとし、議会の重要議決の際の特別多数議決の例に準じ、「出席委員の3分の2以上の同意」の規定を設けた。

留意事項

○ 解任の協議

条例第6条第5項の規定に基づき、会長又は副会長の解任を協議する場合は、地方自治法第117条及び第127条の議事に関する除斥等の例に準じ、解任協議の対象とされた会長又は副会長は、当該協議に参加できないものとする。

○ 解任された場合の委員資格

条例第4条の規定により委員の解任は市長が行うものとしており、条例第6条第5項の規定に基づき会長又は副会長の職を解任された場合であっても、区自治協議会委員としての資格は失われない。

2 会議運営

【条例：第8条，第9条】

(会議の招集)

第8条 会議は，会長が招集する。

- 2 会長は，委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは，会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は，会議の議長となる。

- 2 会議は，委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。
- 4 会議は，公開で行うものとする。ただし，議長が必要と認めるときは，会議に諮った上で公開しないことができる。
- 5 会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を求めることができる。

条例では，区自治協議会の会議の招集及び会議の運営等について，基本的な事項を規定したものであり，このほか会議の運営等について定める必要がある場合は，各区自治協議会が定めることができるものである。

(1) 会議の招集

会議の招集については，会長が招集する旨を規定したほか，区自治協議会の運営の円滑化を図るため，地方自治法の議会の招集規定の例に準じ，委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは，会議を招集しなければならない旨も規定した。

(2) 委員以外の者の会議への出席

① 委員以外の者の出席

会長は，必要があると認めるときは，委員以外の者を会議に出席させ，意見を求めることができるものとした。この場合は，会議の協議及び議決に加わることはできず，会長の求めに応じ意見等を述べるものである。

出席した者には，新潟市旅費条例の規定に基づく職員以外の者に対する交通実費等の支給の規定を適用することができる。

② 委員の代理出席

委員は特定した個人を委嘱したものであるため，代理の者を会議に出席させ協議や議決に加わらせることはできない。団体選出の委員であっても同様の取扱いとなる。

(3) 会議の公開

会議は、原則として公開で行うものとし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができることとした。

会議の公開の方法については、会議の傍聴や会議録のホームページでの公開などがあり、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき公開しなければならない。

会議の公開関係事務については、「区自治協議会関係様式集」を参照

留意事項

○ 議事の議決

議事の議決については、議会の表決の例に準じて規定しており、条例第9条第3項の議事の議決における出席委員には、議長は含まない。

○ 会議の非公開

条例第9条第4項の規定により会議を非公開とする場合は、「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき、個人のプライバシー等の非公開情報該当する事項や公正な議事運営に支障が生じる場合など、限定された事項に限るものである。

3 部会等の運営

(1) 部会及び検討会

部会などの区自治協議会本体以外の組織については、地域ごとに異なる課題や対応方法が想定され、その組織の必要性や組織形態・運営方法なども画一的なものではないため、区自治協議会が必要に応じて、任意で設けるものとした。

規則では、委員の一部による「部会」を設けることができること、及び市民との協働の観点から委員の一部と委員以外の区民等とで構成する「検討会」を設けることができることを規定した。

【規則：第7条（部会等）】

第7条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、区自治協議会は、事務の一部について検討させるため、必要に応じて、委員の一部及び委員以外の者で構成する検討会を置くことができる。

(2) 部会等の費用弁償

① 部会

部会は委員の一部で構成し、教育、防犯、福祉、産業振興などの分野での部会が想定される。任意の設置としているため、基本的には費用弁償の支給はしないこととしているが、市からの諮問などに応じて部会で審議する必要がある場合などに限っては、費用弁償の支給ができることとした。（21ページ「第2章 5 費用弁償等」を参照）

費用弁償を支給できる部会は、規則第5条第2号で「市長その他の市の機関により諮問された事項又は市長があらかじめ意見を聴いた事項について審議を行うもので市長が認めるもの」としており、諮問に係る審議に要する期間などを考慮し、市民協働課、区自治協議会事務局及び諮問事項等の担当課で協議した上で、支給できる部会を定めるものとする。（諮問事項等については、32ページ「第4章 2 諮問及び建議等」を参照）

② 検討会

検討会は、協働活動の一環として、区自治協議会委員と委員以外の区民等で構成するものとしており、設置の必要性も含め、運営方法等は区自治協議会ごとに必要に応じて決めていくものとなる。

また、検討会においては、協働活動の一環として、無報酬の区民等と一緒に活動するため、委員に対しても報酬や費用弁償については支給しないこととしている。

【部会と検討会の比較】

区 分	部 会	検討会
役 割	区自治協議会の事務の一部を調査，審議する。	区自治協議会の事務の一部について検討する。
構 成	区自治協議会の委員のみ	区自治協議会の委員と委員以外の区民等
費用弁償	規則に規定する部会以外は支給しない。	支給しない。

(3) 部会等の会議の公開

部会及び検討会の会議の公開については，費用弁償が支給される部会については，「新潟市附属機関等に関する指針」に基づき公開するものとし，その他の費用弁償が支給されない部会及び検討会の会議公開については，区自治協議会が定めるものとする。

4 連絡調整

【条例：第10条】

第10条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(1) 会長会議

条例第10条の規定に基づき、各区自治協議会の課題を共有するため、区自治協議会会長会議（以下「会長会議」という。）を置くものとし、規則で規定した。

会長会議の組織及び運営等については、要綱で定めるものとする。（「区自治協議会関係例規編」45ページ）

【規則：第8条第1項（区自治協議会会長会議等）】

第8条 条例第10条の規定により他の区自治協議会との連絡調整を行うため、区自治協議会の会長で構成する区自治協議会会長会議を置く。

【会長会議要綱概要】

① 組織等

会長会議は、8区すべての区自治協議会の会長により組織する。
会長会議に座長を1人置き、構成員の互選により定めるものとする。

② 所掌事務

会長会議で所掌する事務は、区自治協議会の運営に関する事項や、市民等との協働の推進に関する事項等について、必要な連絡調整を行うこととする。

③ 庶務

会長会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理するものとする。

(2) 連絡調整会議

条例第10条の規定に基づき、複数の区にわたる課題の解決などに当たるため、必要に応じて関係する区自治協議会との連絡調整会議を置くことができるものとし、規則で規定した。

連絡調整会議の組織及び運営等については、要綱で規定するものとする。（「区自治協議会関係例規編」46ページ）

【規則：第8条第2項】

- 2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、他の区自治協議会との共通の課題に係る連絡調整を行うため、複数の区自治協議会の委員で構成する連絡調整会議を置くことができる。

【連絡調整会議要綱概要】

① 要綱の趣旨

連絡調整会議は、複数の区自治協議会が有する共通の課題について連絡調整を行うため、必要に応じて設置できる会議である。

② 設置等

連絡調整会議は、共通の課題を有する複数の区自治協議会において、構成員の数、連絡調整を行う事項及び設置期間を、それぞれの区自治協議会の議決により定めて設置するものとする。

また、連絡調整会議に座長を1人置き、構成員の互選により定めるものとする。

③ 庶務

連絡調整会議の庶務は、座長の属する区自治協議会の庶務を担当する区役所において処理するものとするが、連絡調整会議の議決により、これによらないこともできることとする。

第4章 区自治協議会の役割

1 市民との協働

【条例：第7条第1項】

第7条 区自治協議会は、区民等の参画を通じて、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となるよう努めるものとする。

(1) 市民との協働の推進

社会が大きく変化・複雑化する中で市民のニーズは多様化し、法律や予算に基づいて公平で均一的なサービスの提供を基本とする行政だけで対応することは困難な状況になってきている。一方、地域社会においては、コミュニティ組織、NPO等の各種団体等による多様な活動が展開され公益・非営利の分野で、自主的・自発的な公益活動が活発になってきている。

地域のことは地域で考え、自らが解決し責任を持つという住民自治の観点からも、市は、市民や重要なパートナーとしてのこれらの団体と協働し、地域の潜在力を十分に発揮する仕組みをつくっていくことが求められている。こうした仕組みの一つとして、区自治協議会は、区民等と市との協働の要としての役割を担い、協働を推進していくものである。

(2) 協働の要

① 地域自治の新しい仕組み

区自治協議会は、従来の附属機関とは異なり、特定の行政分野に限定されず、区役所の事務や区民等との連携強化に関する事項など、区の区域に係る幅広い行政分野について審議する総合的な役割を持つ新たな附属機関である。

また、諮問等に対する審議だけにとどまらず、区民に身近なまちづくりや地域課題の解決のため、区内の多様な意見の調整及び取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となる、今までの附属機関にはない新たな役割も担うものである。

② 協働の要としての役割

区自治協議会は、協働の要として、地域コミュニティ協議会をはじめとした区内の諸団体等の意見調整や地域振興活動などのコーディネート機能を担い、地域のことは地域で考え実行する自立性の高いまちづくりの実現を目指していくものである。

また、区自治協議会は、地域のまちづくりや地域課題に関わる決定機関ということではなく、区役所と連携して、諸課題の解決に取り組んでいくものであり、地域の潜在力を十分に発揮させるため、区民と行政との役割分担も見据えながら、協働の要としての役割を担っていくことが期待される。

2 諮問及び建議等

【条例：第7条第2項，第3項】

- 2 区自治協議会は，次に掲げる事項のうち，市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて，審議し，市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
 - (1) 区役所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか，市が処理する区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項
- 3 市長は，次に掲げる事項のうち，区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合においては，あらかじめ，当該区の区自治協議会の意見を聴かななければならない。
 - (1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項
 - (2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項
 - (3) 区役所が企画立案を行う施策のうち，市長が定める事項

条例第7条第2項及び第3項に掲げる区自治協議会の役割について，下記のとおり整理し，諮問及び建議等に関する手続等を行うものとする。

(1) 諮問及び建議等の整理

① 諮問等

ア 任意諮問（第7条第2項）

市長やその他の市の機関（以下「市長等」という。）は，条例第7条第2項各号に規定する，市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関する事など，区自治協議会の意見を聴く必要がある事項について，諮問を行う。

イ 必須意見聴取（第7条第3項）

市長は，条例第7条第3項各号に規定する事項について，区の区域に係るものを決定し，又は変更しようとする場合，あらかじめ区自治協議会の意見を聴かななければならない。

ウ 参考意見の聴取

市長等は，市の施策に対する参考意見の聴取など，諮問に至らない事項や必須意見聴取に該当しない事項について，諮問の手続によらず区自治協議会の意見を聴くことができるものとする。

② 答申等及び建議

ア 答申等（第7条第2項及び第3項）

区自治協議会が、条例第7条第2項及び第3項の規定に基づき、市長等から諮問等が行われた任意諮問事項及び必須意見聴取事項について、審議し、意見を述べること。（任意諮問事項に対しては答申，必須意見聴取事項に対しては回答の形式をとる。）

イ 建議（第7条第2項）

区自治協議会が、条例第7条第2項各号に規定する、市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関することなど、区自治協議会が必要と認める事項について、審議し、市長等に意見を述べること。

留意事項

○ その他の市の機関

条例第7条の「その他の市の機関」とは、地方自治法第138条の4第1項に規定する委員会及び委員（教育委員会，選挙管理委員会，監査委員，人事委員会，農業委員会等）で，市長以外の執行機関をいう。

○ 建議

建議は，市長等に対して第7条第2項に基づき，区自治協議会が必要と認める事項について，自発的に，意見や希望を述べるものである。

(2) 諮問及び建議等に関する手続

① 諮問等に関する手続

ア 任意諮問

市長等は，任意諮問に該当し，区自治協議会に諮問する必要がある事項については，下記の「諮問に関する手続の流れ」に沿って，諮問し，答申を受けるものとする。

イ 必須意見聴取

市長は，必須意見聴取に該当し，あらかじめ，区自治協議会の意見を聴かなければならない事項については，諮問の手続に準じて，意見を聴取し，回答を受けるものとする。

ウ 参考意見の聴取

市長等は，区自治協議会に対する市の施策に対する参考意見の聴取など，諮問に至らない事項については，各区自治協議会事務局及び市民協働課と調整の上，諮問の手続によらず取り扱うことができるものとする。

【諮問に関する手続の流れ】

ア 諮問

市長等は、諮問に当たっては、諮問書及び関係資料を作成し、区自治協議会事務局を経由し、区自治協議会へ諮問する。

なお、区自治協議会が諮問に対する審議及び答申に要する期間を考慮し、諮問するものとする。

イ 答申

区自治協議会は、諮問に対する審議結果に基づき、答申書を作成し、区長等を経由し、諮問した市長等へ答申する。

ウ 諮問の進捗管理等

諮問及び答申の全体的な進捗状況の管理のため、市民協働課に諮問書及び答申書の写しを送付する。

また、諮問を行う場合は、事前に区自治協議会事務局及び市民協働課と調整の上、諮問するものとする。

区 分	市長等	市民協働課	区役所	区自治協議会
諮 問	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">諮 問</div> 諮問書作成	事前調整 進捗管理	事前調整 諮問経由	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">審 議</div>
答 申	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">答申受理</div> 施策へ反映等	進捗管理	区長等を経由	<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">答 申</div> 答申書作成

※ 必須意見聴取の場合は、諮問の手続に準じて、諮問書は意見聴取書、答申書は回答書として手続を行う。(諮問書等の書式は、「区自治協議会関係様式集」を参照)

② 建議に関する手続

区自治協議会は、条例第7条第2項各号に掲げる事項に関し、市長等からの諮問されたもののほか、自らが必要と認めるものについて、審議し、市長等に意見を述べるができることとしており、その手続については、下記の「建議に関する手続の流れ」に沿って行うものとする。

【建議に関する手続の流れ】

ア 課題等の審議

区自治協議会は、市が処理する区の区域に係る事務や区民等との連携の強化に関する事など、条例第7条第2項に該当し、必要と認める事項について、審議することができる。

イ 建議

区自治協議会は、審議結果に基づき建議することとした場合は、建議書を作成し、区長等を経由し、市長等へ提出する。

ウ 建議の進捗管理

建議に係る全体的な進捗状況の管理のため、市民協働課に建議書の写しを送付する。

また、複数の担当課等に係る建議の取扱いについては、区自治協議会事務局及び市民協働課で調整を行う。

区自治協議会	区役所	市民協働課	市長等
建議 建議書作成	区長等を経由	調整 進捗管理	建議書受理 施策への反映 検討

(建議書の書式は、「区自治協議会関係様式集」を参照)

(3) 諮問事項等の例示

① 任意諮問事項及び建議（第7条第2項）

ア 区役所が所掌する事務に関する事項の例示

区政推進費に係る区役所が所掌する事務事業や地域ごとで取扱いが異なる事務事業の調整等

イ 市が処理する区の区域に係る事務に関する事項の例示

合併建設計画事業の具体的な実施に係る懸案事項の調整や防災対策など地域に密接に関連した事業等

ウ 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項の例示

区民等と市とが協働して行う地域イベントなどの地域振興に関する事業やコミュニティ活動の支援など住民自治の育成に関する事業等

② 必須意見聴取事項（第7条第3項）

ア 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項

〈「これに準ずる計画」とは〉

- ・ 区ビジョンまちづくり計画
- ・ 合併建設計画

イ 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

- ・ 新潟市区役所組織規則に規定する区役所が管理する公の施設の設置及び廃止
- ・ 上記の公の施設への指定管理者制度の導入

ウ 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

- ・ 特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案

留意事項

○ 総合計画に準ずる計画（第3項第1号）

第1号の対象となる計画については、区ビジョンまちづくり計画と合併建設計画を対象としているが、今後、各種計画の進捗状況を確認しながら、適時、第1号の該当とするか検討していく。

また、早急に諮問しなければならない事項については、第2項の任意諮問として対応することができる。

○ 区役所が所管する公の施設（第3項第2号）

区役所が所管する公の施設については、新潟市区役所組織規則第3条

に掲げる区役所の機関で公の施設であるもの及び別表に掲げる区役所の課又は機関が管理する公の施設を対象としている。

- 管理に関する基本的事項（第3項第2号）
管理に関する基本的事項とは、指定管理者制度の導入などの施設の基本的な運営形態に関わる事項を対象としている。
- 区役所が企画立案を行う施策の対象施策の検討（第3項第3号）
対象となる施策は、市の方針により変動する要素が非常に大きいことから、別に市長が定めることとした。現段階では、特色ある区づくり予算に係る事業の企画立案を対象としているが、今後、区自治協議会が協働の要として役割を発揮していく中で、新たに対象とすべき施策について、適時、検討していくものである。
- 区自治協議会が必要と認めるもの（第2項）
第3項各号に掲げる意見聴取の対象になっていない事項であっても、条例第7条第2項の規定により区の区域に係る事務等については、区自治協議会が必要と認めるものについては、意見を述べることができるものである。

(4) 答申等及び建議に対する対応

【条例：第7条第4項】

4 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

地方自治法第202条の7第3項に規定されている表現ではあるが、区自治協議会の意見を尊重すべき市長等の立場を明確にし、また、区自治協議会の意見の重要性を市民にも分かりやすくするため、条例においても掲げることとしたものである。

なお、市長等は、区自治協議会の答申等や建議の意見と異なる対応をとる場合は、十分な説明を行う必要がある。

(区 自 治 協 議 会 関 係 例 規 編)

1 新潟市区自治協議会条例

(設置)

第1条 市民と市とが協働して地域のまちづくりその他の課題に取り組み、住民自治の推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第252条の20第6項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区自治協議会を置く。

2 区ごとに置く区自治協議会の名称は、別表に掲げるとおりとする。

(組織)

第2条 区自治協議会は、委員30人以内で組織する。ただし、人口（法第254条に規定する人口をいう。）が10万人を超える区においては、その超える数が1万人を増すごとに1人を30人に加えた人数以内で組織するものとする。

2 委員は、区の区域内に住所を有する者（第1号又は第2号に該当する者にあつては、区の区域内に主たる事務所を有し、活動する団体が当該団体を代表する者として選出する者を含む。以下「区民等」という。）で、次の各号のいずれかに該当するもののうちから、市長が選任する。

(1) 地域コミュニティ協議会（主として小学校又は中学校の通学区域内に居住し、又は所在する住民及び自治会、町内会その他公共的団体等で構成された地域の課題に取り組むための活動の主体となる組織をいう。）がその構成員のうちから選出する者

(2) 公共的団体等（前号の地域コミュニティ協議会を除く。）がその構成員のうちから選出する者

(3) 学識経験者

(4) 公募による者

(5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 市長は、前項の規定による委員の選任に当たっては、委員の構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、増員、辞職等に伴い、新たに選任されることとなる委員の任期は、他の委員の残任期間とする。

2 市長は、委員を原則として1回に限り再任することができる。

3 委員は、区民等でなくなったとき、又は前条第2項第1号若しくは第2号に該当する者として選任された者にあつては、その者を選出した団体の構成員でなくなったときは、その職を失う。

(委員の解任)

第4条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務を行うことができないと認めるとき。

(2) 前号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認めるとき。

(委員の報酬及び費用弁償)

第5条 委員には、報酬を支給しない。

2 委員が区自治協議会の会議（以下「会議」という。）に出席し、又は委員の職務として規則に定める職務を遂行したときは、日額3,000円を費用弁償として支給する。

3 委員が職務のため出張したときは、新潟市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年新潟市条例第4号）別表第2に定める費用を弁償する。

(会長及び副会長)

第6条 区自治協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、区自治協議会の事務を掌理し、区自治協議会を代表する。

4 副会長は、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 区自治協議会は、会議において出席委員の3分の2以上の者の同意があるときは、会長又は副会長を解任することができる。

(区自治協議会の役割等)

第7条 区自治協議会は、区民等の参画を通じて、多様な意見を調整し、その取りまとめを行い、区民等と市との協働の要となるよう努めるものとする。

2 区自治協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 区役所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての区民等との連携の強化に関する事項

3 市長は、次に掲げる事項のうち、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、当該区の区自治協議会の意見を聴かなければならない。

(1) 総合計画及びこれに準ずる計画に関する事項

(2) 区役所が所管する公の施設の設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項

(3) 区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項

4 市長その他の市の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(会議の招集)

第8条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、委員の4分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会長は、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認めるときは、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(連絡調整)

第10条 区自治協議会は、規則で定めるところにより、他の区自治協議会との連絡調整を行うものとする。

(庶務)

第11条 区自治協議会の庶務は、当該区自治協議会が置かれる区の区役所で処理する。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、区自治協議会の運営その他必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

名称
北区自治協議会
東区自治協議会
中央区自治協議会
江南区自治協議会
秋葉区自治協議会
南区自治協議会
西区自治協議会
西蒲区自治協議会

2 新潟市区自治協議会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第2条第1項ただし書の規定の適用)

第2条 条例第2条第1項ただし書の規定は、委員の任期の満了により新たに区自治協議会の委員が選任されるときに適用するものとする。

(委員の選任)

第3条 市長は、条例第2条第2項の規定による区自治協議会の委員の選任を当該区自治協議会の推薦により行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、この限りでない。

(推薦会議)

第4条 前条の推薦を行うための組織として、区自治協議会に区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）を置く。

2 推薦会議は、区自治協議会の委員10人以内で組織する。

3 推薦会議は、区自治協議会の委員の構成の検討及び選考を行い、区自治協議会に委員を推薦するものとする。

4 区自治協議会は、推薦会議の選考結果を尊重し、議決の上、市長に委員を推薦するものとする。

5 委員の推薦に関し区自治協議会があらかじめ議決により指定した事項については、推薦会議の議決をもって区自治協議会の議決とすることができる。

6 推薦会議の運営その他必要な事項については、区自治協議会が定める。

(費用弁償の支給対象となる職務)

第5条 条例第5条第2項の規則に定める職務は、次に掲げる会議に出席することとする。

(1) 推薦会議

(2) 第7条第1項に規定する部会のうち、条例第7条第2項の規定により市長その他の市の機関により諮問された事項又は同条第3項の規定により市長があらかじめ意見を聴いた事項について審議を行うもので市長が認めるもの

(3) 第8条第1項に規定する区自治協議会会長会議

(4) 第8条第2項に規定する複数の区自治協議会の委員による連絡調整会議（副会長の定数等）

第6条 区自治協議会に副会長を複数置くことができる。この場合において、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときにその職務を代理する副会長の順序は、区自治協議会が定めるものとする。

(部会等)

第7条 区自治協議会は、事務の一部について調査し、審議させるため、必要に応じて、委員の一部で構成する部会を置くことができる。

2 前項に規定するもののほか、区自治協議会は、事務の一部について検討さ

せるため、必要に応じて、委員の一部及び委員以外の者で構成する検討会を置くことができる。

(区自治協議会会長会議等)

第8条 条例第10条の規定により他の区自治協議会との連絡調整を行うため、区自治協議会の会長で構成する区自治協議会会長会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、必要に応じて、他の区自治協議会との共通の課題に係る連絡調整を行うため、複数の区自治協議会の委員で構成する連絡調整会議を置くことができる。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、区自治協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

3 市長が定める要綱

(1) 新潟市区自治協議会会長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第8条第1項の規定に基づき設置する区自治協議会会長会議（以下「会長会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会長会議は、すべての区自治協議会の会長（以下「構成員」という。）で組織する。

(座長)

第3条 会長会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

(所掌事務)

第4条 会長会議は、区自治協議会の運営及び市民等との協働の推進等に関する事項について、連絡調整を行う。

(庶務)

第5条 会長会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会長会議の運営に関し必要な事項は、座長が会長会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(2) 新潟市区自治協議会連絡調整会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第8条第2項の規定に基づき設置する連絡調整会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 連絡調整会議は、共通の課題を有する複数の区自治協議会（以下「関係区自治協議会」という。）の委員（以下「構成員」という。）で組織する。

(設置の方法)

第3条 連絡調整会議は、構成員の数、連絡調整を行う事項及び設置期間をあらかじめ関係区自治協議会において議決により定めて設置するものとする。この場合において、連絡調整会議の設置期間については、構成員の区自治協議会における委員の任期を超えないものとする。

(座長)

第4条 連絡調整会議に座長1人を置き、構成員の互選により定める。

(所掌事務)

第5条 連絡調整会議は、複数の区にまたがる共通の課題に係る事項について、連絡調整を行うものとする。

(会議)

第6条 連絡調整会議の会議は、座長が招集し、座長が議長となる。

(庶務)

第7条 連絡調整会議の庶務は、座長が所属する区自治協議会の庶務を担当する区役所において処理するものとする。ただし、連絡調整会議の議決により、これによらないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、連絡調整会議の運営に関し必要な事項は、座長が連絡調整会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

4 区自治協議会が定める要綱等

(1) ○○区自治協議会委員推薦会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第6項の規定に基づき、○○区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

（選任等）

第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号及び同項第4号に該当する委員のうちから、○○区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

（座長）

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

（会議）

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

（役割）

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。

(2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。

(3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの※（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。※**座長専決に係る規定、議決の委任規定を設ける場合に「追加」**

(4) 条例第2条第2項第3号から第5号までに該当する委員（第5号に該当する委員は前号に掲げる委員を除く。）を選考すること。

(5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。

(区自治協議会との連絡)

第6条 推薦会議は、委員の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

区自治協議会が必要に応じて規定

(座長専決)

第〇条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(議決の委任)

第〇条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

- (1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員等の市長への推薦に関する事。
- (2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関する事。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成〇年〇月〇日から施行する。

(2) ○○区自治協議会の傍聴に関する要領（案）

1 趣旨

この要領は、新潟市附属機関等に関する指針に基づき、○○区自治協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式）を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと。
- ③ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし○○区自治協議会の許可を得た場合は、この限りではない。
- ④ 事務局の指示に従うこと。
- ⑤ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、会長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

別記様式

期日 _____	N o . _____
傍 聴 券	
○○区自治協議会	

(3) ○○区自治協議会の委員の公募に関する要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき○○区に設置する、○○区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

（公募委員人数）

第2条 ○○区自治協議会の公募委員の人数は、○人とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

（応募資格）

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する満20歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者

（応募方法）

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

（推薦会議）

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項に規定により設置する、○○区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

（選考方法）

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において作文を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成○年○月○日より施行する。

5 区自治協議会関係法令等

(1) 地方自治法関係条文

【地域自治区関連】

(地域自治区の設置)

第202条の4 市町村は、市町村長の権限に属する事務を分掌させ、及び地域の住民の意見を反映させつつこれを処理させるため、条例で、その区域を分けて定める区域ごとに地域自治区を設けることができる。

2 地域自治区に事務所を置くものとし、事務所の位置、名称及び所管区域は、条例で定める。

3 地域自治区の事務所の長は、事務吏員をもって充てる。

4 第4条第2項の規定は第2項の地域自治区の事務所の位置及び所管区域について、第175条第2項の規定は前項の事務所の長について準用する。

(地域協議会の設置及び構成員)

第202条の5 地域自治区に、地域協議会を置く。

2 地域協議会の構成員は、地域自治区の区域内に住所を有する者のうちから、市町村長が選任する。

3 市町村長は、前項の規定による地域協議会の構成員の選任に当たっては、地域協議会の構成員の構成が、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。

4 地域協議会の構成員の任期は、4年以内において条例で定める期間とする。

5 第203条の2第1項の規定にかかわらず、地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。

(地域協議会の会長及び副会長)

第202条の6 地域協議会に、会長及び副会長を置く。

2 地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法は、条例で定める。

3 地域協議会の会長及び副会長の任期は、地域協議会の構成員の任期による。

4 地域協議会の会長は、地域協議会の事務を掌理し、地域協議会を代表する。

5 地域協議会の副会長は、地域協議会の会長に事故があるとき又は地域協議会の会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(地域協議会の権限)

第202条の7 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市町村長その他の市町村の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市町村長その他の市町村の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市町村が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市町村の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市町村長は、条例で定める市町村の施策に関する重要事項であって地域自治

区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かななければならない。

3 市町村長その他の市町村の機関は、前2項の意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。

(地域協議会の組織及び運営)

第202条の8 この法律に定めるもののほか、地域協議会の構成員の定数その他の地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

(政令への委任)

第202条の9 この法律に規定するものを除くほか、地域自治区に関し必要な事項は、政令で定める。

【政令指定都市関連】

(区の設置)

第252条の20

6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。

7 第202条の5第2項から第5項まで及び第202条の6から第202条の9までの規定は、区地域協議会に準用する。

8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。

9 第6項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第202条の4第1項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。

(2) 新潟市附属機関等に関する指針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この指針は、本市における附属機関及び懇話会等（以下「附属機関等」という。）の管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「附属機関」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例の定めるところにより本市が設置する機関をいう。

2 この指針において「懇話会等」とは、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者から意見を聴取し、市政に反映させることを主な目的として、要綱等により本市が開催する会合（懇話会、懇談会、協議会等の名称の如何を問わない。）をいう。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 本市職員のみで構成するもの
- (2) 関係行政機関、関係団体との連絡調整を主な目的とするもの
- (3) イベント等を実施するために組織するもの
- (4) 特定の事業等に係る事業者等の選考を主な目的とするもの
- (5) 本市職員の研修、研究等を主な目的とするもの
- (6) その他この指針の対象として適切でないもの

第2章 附属機関

(附属機関の新設)

第3条 附属機関は、法律により設置が義務付けられているものを除き、次のいずれにも該当する場合に限り設置するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。

- (1) 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査を行うもの
- (2) 他の行政手段又は現に設置している附属機関では、その目的を達成することができないもの

2 附属機関の所掌事務が臨時的なものである場合は、当該附属機関の設置期間を設けるものとする。

3 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を設置した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

(附属機関の見直し)

第4条 現に設置している附属機関で、法律により設置が義務付けられているものを除き、次の各号のいずれかに該当する場合については、廃止又は他の附属機関との統合を検討するものとする。

- (1) 既に設置目的を達成したもの
- (2) 社会経済情勢の変化等により、設置の必要性が低下してきたもの
- (3) 活動が著しく不活発なもの

- (4) 設置目的、委員構成等が他の附属機関と類似又は重複しているもの
 - (5) その他行政の効率性の見地から見直しを行うことが望ましいもの
- 2 各附属機関の所管課長は、その所管する附属機関を廃止又は統合した場合は、行政経営課長に報告するものとする。

(委員の選任)

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、20人以内とする。
 - (2) 「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」に基づき、女性委員の割合が40%以上となるよう努めるものとする。
 - (3) 特定の年齢層に偏らないように選任する。
 - (4) 本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
 - (5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
 - (6) 委員の併任は、3の附属機関等までとする。
 - (7) 委員の一部は、公募により選任する。
- 2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。
- (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者
- 3 次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項第7号の規定を適用しないことができる。
- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議等を行うもの
 - (2) 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に定める非公開情報と認められる事項について審議等を行うもの
 - (3) 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの
 - (4) 市民からの意見聴取は別に実施するため、有識者会議として設置するもの
- 4 公募により選任する委員の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。
- 5 委員の選任を行うにあたっては、あらかじめ行政経営課長に第1項第6号の規定に関する確認を行うこととし、選任後は報告するものとする。

(委員の公募)

第6条 附属機関の委員を公募するにあたって、その応募資格のある者は、次の各号に掲げる要件を全て満たしている者とする。ただし、附属機関の所掌

事務等に照らして、これにより難しいときは、この限りでない。

- (1) 本市に在住する者で、満20歳以上の者
 - (2) 本市職員及び本市議会議員ではない者
 - (3) 本市の附属機関等の委員ではない者
- 2 公募の周知は、応募期間の開始日までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載するとともに、市報にいがた又は区役所だよりに掲載することにより行うものとし、応募期間は少なくとも1か月以上の期間を設けるものとする。
- (1) 附属機関の名称
 - (2) 所掌事務
 - (3) 委員任期
 - (4) 会議の開催予定回数及び時期
 - (5) 募集人数及び委員総数
 - (6) 応募資格及び基準日
 - (7) 応募方法及び応募期間
 - (8) 選考方法
 - (9) 問い合わせ先
 - (10) その他必要と思われる事項
- 3 公募委員の選考については、原則として選考委員会を設置して行うこととし、次の各号に掲げる方法の全部又は一部により行うものとし、選考結果は応募者全員に速やかに通知するものとする。
- (1) 作文
 - (2) 面接
 - (3) その他適当と認める方法
- 4 委員の公募に関する手続きについては、要領を策定し、規定するものとする。
(無作為抽出による委員の選任)
- 第6条の2 附属機関の委員の一部を住民基本台帳データから一定の条件のもと、無作為に抽出した市民で、そのうち委員の選任を承諾した者の中から選任することができるものとする。特に広く市民の参画が必要であると認められるもの又は公募委員の応募者が募集人数を下回ったことがあるものについては、無作為抽出による委員の選任を行うよう努めるものとする。
- 2 前項に規定する手続きにより委員を選任するにあたっては、あらかじめ第5条第1項第4号から第6号までの規定に関する確認を行うものとする。
- 3 第1項に規定する手続きにより選任した委員は公募委員とみなす。
- 第3章 懇話会等
(懇話会等の開催等)
- 第7条 懇話会等は、次の各号のいずれにも該当する場合に限り新たに開催するものとし、あらかじめ行政経営課と協議するものとする。
- (1) 市民意見の反映や専門的な知識の導入等を行うため、市民、関係行政機関、関係団体、学識経験者からの意見を必要とするもの

- (2) 他の行政手段又は既存の懇話会等では、その目的を達成できないもの
- 2 新たな懇話会等の開催にあたっては、第3条第2項及び第3項の規定を準用する。

- 3 既存の懇話会等の見直しにあたっては、第4条の規定を準用する。
(懇話会等の運営等)

第8条 懇話会等の運営にあたっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 組織としての意思を決定するための手続きは行わないこと。
- (2) 懇話会等の名称については、「審議会」、「審査会」及び「調査会」を付した名称を用いないこと。
- (3) 懇話会等の所掌事務については、「審議する」、「審査する」、「諮問する」、「答申する」及び「建議する」の表現を用いないこと。
- (4) 懇話会等の検討結果については、「答申」及び「建議」の表現を用いず、「報告」、「提言」又は「意見」の表現を用いること。
- (5) 懇話会等の委員が会議に出席したことに対し、対価を支払う場合の歳出科目は、報償費であること。

- 2 懇話会等の委員の決定及び公募にあたっては、第5条、第6条及び第6条の2の規定を準用することとし、その決定については一般の文書により依頼するものとする。

第4章 会議開催及び情報公開

(会議の公開)

第9条 附属機関等の会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 法令等により会議が非公開とされている場合
- (2) 新潟市情報公開条例第6条各号に定める非公開情報に該当すると認められる事項について審議等を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議運営に著しい支障が生ずると認められる場合

- 2 附属機関等は、前項の規定に基づき会議の公開又は非公開を決定し、会議の全部又は一部を公開しないことを決定した場合には、その理由を明らかにするものとする。

- 3 公開する会議の傍聴方法については、次の各号に定めるところによる。

- (1) あらかじめ十分な傍聴定員を定めるよう努め、当該会議の会場に傍聴席を設置するものとする。
- (2) 当日傍聴を希望する者のうちから先着順に傍聴を認めるものとし、傍聴の受付開始時間において既に傍聴定員を上回る傍聴希望者がいた場合は、抽選等により決定するものとする。
- (3) 特別な事情がある場合は、前号の規定にかかわらず、あらかじめ抽選等により傍聴者を決定することができるものとする。

(4) 傍聴者には会議次第を配付するとともに、配布資料の作成に多額の費用を要するなど特別の事情ある場合を除き、会議資料を配布するものとする。

(5) 傍聴に関する遵守事項等を定めた要領を策定し、会場の秩序維持に努めるものとする。

4 公開する会議の周知は、会議開催日の少なくとも2週間前までに、次の各号に掲げる事項を本庁舎掲示板及び適切な場所に掲示し、ホームページに掲載するとともに、原則として会議開催日の3日前までに市報にいがた又は区役所だよりに掲載することにより行うものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りでない。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 会議内容
- (5) 一部非公開の理由
- (6) 傍聴定員
- (7) 傍聴申込方法
- (8) 問い合わせ先
- (9) その他必要と思われる事項
(会議の開催等)

第10条 附属機関等の会議を開催するにあたっては、当該附属機関等の設置又は開催目的、所掌事務及び委員構成をふまえ、特に広く市民の参画が必要であると認められるものは、できるだけ休日又は夜間の開催も行うよう努めるものとする。ただし、委員の公募を行わない非公開会議の附属機関等については、この限りではない。

2 会議資料は、会議当日に十分な審議ができるよう、事前に各委員に配布するよう努めるものとする。

(情報公開)

第11条 附属機関の新設又は新たな懇話会等を開催したときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

- (1) 附属機関等の名称
- (2) 設置又は開催の根拠
- (3) 所掌事務
- (4) 公開又は非公開の別（全部又は一部非公開の場合はその理由）
- (5) 所管する課等の名称
- (6) その他必要と思われる事項

2 附属機関等の会議を開催したときは、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議速報をホームページに掲載するものとする。

3 附属機関等の会議を公開して開催したときは、会議終了後次に掲げる事項を市政情報室に設置し、閲覧に供するとともに、ホームページに掲載するものとする。

(1) 会議録又は会議概要

(2) 会議資料

第5章 補則

(その他)

第12条 この指針の運用にあたって必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成23年2月1日から施行する。

(旧指針の廃止)

2 附属機関等の設置及び運営に関する指針（平成16年4月1日施行）、附属機関等の会議の公開に関する指針（平成15年5月20日施行）及び附属機関等の委員の公募に関する指針（平成16年4月1日施行）は廃止する。

(経過措置)

3 この指針の施行の日における既存の懇話会等については、この指針の施行の日から平成24年4月1日までの間は、第8条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例により懇話会等を運営することができる。

附 則

この指針は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から施行する。

西蒲区自治協議会 参考取扱集

西 蒲 区

目 次

〈 1 〉 区自治協議会が定める要綱等	
(1) 西蒲区自治協議会委員推薦会議運営要綱	1
(2) 西蒲区自治協議会の傍聴に関する要領	3
(3) 西蒲区自治協議会の委員の公募に関する要領	5
(4) 西蒲区自治協議会部会の設置及び運営に関する要領	6
〈 2 〉 委員の選任資格における考え方	8

〈1〉 区自治協議会が定める要綱等

(1) 西蒲区自治協議会委員推薦会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第6項の規定に基づき、西蒲区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 推薦会議の構成員（以下「構成員」という。）は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号及び同項第4号に該当する委員のうちから、西蒲区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

(座長)

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。

(2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。

(3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。

(4) 条例第2条第2項第3号から第5号までに該当する委員（第5号に該当する委員は前号に掲げる委員を除く。）を選考すること。

(5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。

(区自治協議会との連絡)

第6条 推薦会議は、委員の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

(議決の委任)

第7条 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員等の市長への推薦については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

(座長専決)

第8条 座長は、前条に掲げる事項については、これを専決処分することができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月27日から施行する。

(2) 西蒲区自治協議会の傍聴に関する要領

1 趣旨

この要領は、新潟市附属機関等に関する指針に基づき、西蒲区自治協議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し、必要な事項を定める。

2 傍聴手続

- ① 会議の傍聴を希望する者は、会議を開催する会場の受付で傍聴を希望する旨を告げ、傍聴券（別記様式）を受けとる。
- ② 傍聴の受付は先着順で行うが、受付開始時に傍聴定員を超えるときは、抽選により決定する。

3 傍聴を受け付けない場合

- ① 凶器等、他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- ② のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用する物を携帯している者
- ③ 酒気を帯びている者
- ④ その他会議を妨害又は議事運営に支障となる行為をするおそれがあると認められる者

4 遵守事項

- ① 会議開催中は静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否の表明をしないこと。
- ② 会場において、飲食、喫煙はしないこと。
- ③ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし西蒲区自治協議会の許可を得た場合は、この限りではない。
- ④ 事務局の指示に従うこと。
- ⑤ その他会議の秩序を乱し、議事運営に支障となる行為をしないこと。

5 遵守事項を守らない場合

傍聴者が、上記遵守事項を守らない場合は、会長等はこれを注意し、なおこれに従わないときは、退場を命じることとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が定めるものとする。

附 則

この要領は、平成19年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月23日から施行する。

別記様式

期日 _____	No. _____
傍 聴 券	
西蒲区自治協議会	

(3) 西蒲区自治協議会の委員の公募に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例（平成19年新潟市条例第74号）に基づき西蒲区に設置する、西蒲区自治協議会の委員の公募について、必要な事項を定める。

(公募委員人数)

第2条 西蒲区自治協議会の公募委員の人数は、3人とする。

2 応募者がいない場合又は選考の結果適任者がいなかった場合は、公募委員は、欠員とすることができる。

(応募資格)

第3条 公募により委員に応募できる者は、委員委嘱予定日において、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 行政区内に住所を有する満20歳以上の者
- (2) 本市が設置する他の附属機関等の委員ではない者
- (3) 本市の職員及び市議会議員ではない者

(応募方法)

第4条 応募者は、住所、氏名、電話番号及び生年月日を記載したものに作文を添えて、郵送、ファックス、E-mail等により応募するものとする。

(推薦会議)

第5条 公募委員の選考は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第1項の規定により設置する、西蒲区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）が行う。

(選考方法)

第6条 公募委員の選考は、推薦会議において作文を審査し、構成員の合議により行うこととし、必要に応じて、面接その他適当と認める方法による審査等をあわせて行うことができるものとする。

附 則

この要領は、平成21年1月15日より施行する。

附 則

この要領は、平成24年12月25日より施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月23日より施行する。

(4) 西蒲区自治協議会部会の設置及び運営に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第7条第1項の規定に基づき、西蒲区自治協議会（以下「協議会」という。）が設置する部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織形態等)

第2条 協議会に置く部会は、常任部会と特別部会に区分し、協議会の議決により設置する。

2 常任部会の名称及びその部会が所掌する部署は、次に掲げるとおりとする。

(1) 総務部会：地域，税務，総務，教育，消防，公民館，図書館関連

(2) 保健福祉部会：区民生活，健康福祉，水道，清掃センター関連

(3) まちづくり・産業部会：産業観光，建設，下水道，農業委員会関連

3 特別部会の名称及びその部会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 区ビジョンまちづくり計画部会：区ビジョンまちづくり計画に関して必要な事項を調査，審議すること。

(2) 区役所庁舎整備検討部会：区役所庁舎の整備に関して必要な事項を調査，検討すること。

(選任等)

第3条 部会の構成員（以下「構成員」という。）は、協議会の委員のうちから、協議会が選任する。

2 前条第2項に規定する部会の構成員数は、概ね10名程度とし、協議会の委員は、この部会のいずれか1つに所属するものとする。

3 前条第3項に規定する部会の構成員数は、その都度協議会で定める。

(任期)

第4条 構成員の任期は、協議会の委員の任期とする。

(部会の会長等)

第5条 部会に部会長及び副部会長を置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 副部会長は、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が招集する。

2 部会長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、協議会に諮り定める。

附 則

この要領は、平成19年8月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年7月29日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月24日から施行する。

〈2〉委員の選任資格における考え方

「区自治協議会委員への行政委員会委員の選任」について

平成 2 1 年 3 月 2 日
区政・コミュニティ推進課

1 新潟市区自治協議会運営指針における考え方

【運営指針 P9 (3) 委員の構成 ⑥選任できないもの】

イ 行政委員会委員

農業委員会や教育委員会などの行政委員会の委員は、行政委員会が市長と同様

に区自治協議会に対して諮問等を行う立場であるため、原則として委員には選任

できないものとする。

- ・ 「行政委員会の委員」は、地方自治法第 180 条の 5 に規定する農業委員会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会をいう。
- ・ 「原則として委員には選任できない」と記述した根拠は、地域意見を反映する人などが農業委員会委員として既に選任されていて区自治協議会の委員選出が難しいなどの声が設置前にあったことを踏まえ、人材確保の点を考慮したものである。

2 行政委員会委員の選任

市民と市との協働の要としての区自治協議会の役割などを踏まえ、行政委員会の委員の区自治協議会委員への選任については、区自治協議会設置前の考え方と同様に『地域の人材確保の観点から止むを得ない事情がある場合には行政委員会の委員を選任できる』とする。